

当院におけるタスクシフト／シェアの現状

◎牧島 理恵¹⁾、福島 亜希子¹⁾、寺田 由美¹⁾、市来 奈津子¹⁾
市立大村市民病院¹⁾

【はじめに】令和3年10月に法改正が施行され、新たに10行為の業務が臨床検査技師に認められた。この法改正を受け、日臨技及び各都道府県において「タスク・シフト／シェアに関する厚生労働大臣指定講習会」が開催されているが、令和7年4月現在、九州支部37.4%と首都圏支部に次いで低い受講率となっている。当院では臨床検査技師14名のうち13名が受講を修了し、タスク・シフト／シェアに向けて取り組んでいる。ここでは当院の取り組みと今後の展望について報告する。

【当院の取り組み】当院臨床検査科は医療技術部に属しており、薬剤部、診療放射線科、リハビリテーション科、栄養科、臨床工学科と協同し診療を支えている。令和3年7月に厚生労働省より「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の交付について」が発出された。それを受け、同様に指定講習会が開催される診療放射線科、臨床工学科とともに、講習会参加に関わる費用負担等について病院全体の課題とできるように取り組むこととした。その結果、タスク・シフト／シェアに

関するワーキンググループが発足され、検討する機会が設けられることとなった。ワーキンググループは、医療技術部、看護部、医事課、総務課で構成され、どのように取り組んだら良いか話し合いが重ねられた。詳細については発表当日に報告する。

【今後の展望】現在、健診業務のタスクシェアを準備中であり、段階的に他の分野についても検討を進める予定である。

【まとめ】「今回法改正された10行為は、検査室内で行う業務ではなく医療関係職種がお互いの専門性を活かして業務を補完し合うことにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するための法改正です（一般社団法人臨床検査技師会会长メッセージより抜粋）」とある。院内で必要とされる業務は何か、臨床検査科として取り組める業務は何か、内外の調整が必要であり病院全体の取り組みであるという機運の高まりが必要不可欠である。

連絡先：0957-52-2161（内線8200）